

はしがき

近年、ムスリムの「マイノリティ化」は、一層深化した形で進んでいる（「マイノリティ」をどのような意味でとらえるにせよ）。例えば、フランスでは、2010年10月11日、いわゆる「ブルカ禁止法」が成立した。「ブルカ禁止法」と言われているが、正式には「公共空間において顔を隠すことを禁止する法律」であり、その条文中に「ブルカ」はもとより「宗教」などの言葉は入っていない。法が中立的装いをとって「特定の宗教」を狙い撃ちすることの問題性もさることながら、公共空間で顔を隠す行為が何故に共和国の原理ないし価値に反するものであるのか、法による規制を正当化しうる説明が可能なのだろうか¹⁾。

また、人権保障という形をとりながらも、その内実は、特定の国家の独立という歴史的文脈のなかで具体的な政治的対立を規制する内容を含むもの（例えば、ルーマニア独立と信教の自由の保障について²⁾）、あるいは個人の自由からというよりは、公共の秩序と平和の維持という政治的理由から「寛容」思想が語られてきたことなども明らかにされてきた³⁾。さらには、法律の名称にもかかわらず、マイノリティの「権利を剥奪するための法律」といえるような法律が制定されるときすらある（インドの「ムスリム女性離婚権保護法」（1986年）⁴⁾などがこの例として挙げられよう）。

本研究プロジェクト「マイノリティと法—21世紀における『国家と社会』のパーспекティブ」では、法や法制度などを手がかりに「マイノリティ」

-
- 1) 本書村田尚紀論文（第I部第2章）参照。
 - 2) 同・西平等論文（同第5章）参照。
 - 3) 同・宇羽野明子論文（第II部第4章）参照。
 - 4) 同・拙稿（第III部第6章）参照。

の問題を考察するという伝統的な手法をふまえつつ、かかる手法の限界と不断のミスリーディングの契機を自覚しつつ研究を進めてきた。と、同時に、そこに埋め込まれ、不可視化されたマイノリティ・イシューを掘り起し、あらためて顕在化、分析する営為は、既存の枠組みと方法論をのりこえ、新たな手法を模索する魅力ある研究分野となるのではないだろうか。本マイノリティ研究は、かかる「想い」と企図をもって進めてきたものである。

本研究プロジェクトにおける主要テーマ考察の前提となる「主権を有する近代国民国家 (Nation-State)」という考え方そのものの成立にかかわる論議⁵⁾、そして21世紀グローバル時代における国家観の変容を国籍の意味変化を通して解明しようとするところ⁶⁾、さらには、グローバルな「移動性の時代」のシティズンシップを論ずること⁷⁾、などは、そのタイトルにもかわらず本研究プロジェクトの総論的な研究内容を含んでいる。このことにかかわり、ここで2つのことをあえて述べておきたい。

1つは、本研究プロジェクトの中間的な研究とりまとめである拙編著『差異と共同：「マイノリティ」という視角』（2011年、関西大学出版部）でも述べたことである。すなわち、それは、学問研究・「知の構図」における西欧・非西欧の非対称的な二項対立の構図の問題であり、「マイノリティ研究」はそれを止揚しうる可能性を提示しうる研究だと考えて取り組んできた。このことを明確に指摘してきたのは、スピヴァクである。彼女は、いわゆる「認可された無知 (sanctioned ignorance)」の問題を挙げ、西欧と非西欧とを、一方が理論を産出し、他方が題材・実例を提供するといった二項対立の構図でとらえるような植民地主義的知的生産の構想を批判する。この構図から、一見中立的な装いで「それは、ジェンダーや人種を強調し

5) 同・松森奈津子論文（第Ⅱ部第3章）参照。

6) 同・國分典子論文（第Ⅲ部第1章）参照。

7) 同・柄谷利恵子論文（第Ⅱ部第6章）参照。

すぎた偏った読みだ」とするような見解が「市民権」を得るのである⁸⁾。

第2に、同様のことを違う表現で、アマルティア・センが述べている。センは、まず、「西洋的」なるものが、「西洋的伝統」や「西洋的文明」の古来からの特徴であるとみなされる傾向にあり（このことは、「西洋的」なるものに限られないと思う。問題は次の段階であろう）、この西洋観は、センによれば、「いったん確立すると、自己正当化に陥りがちである。それぞれの文明は、内部に多様な要素を抱えているから、非西洋文明は、『西洋的』な伝統や価値から最も遠いとみられる傾向に引きつけて特徴づけられる。さらに、こうして選ばだされた諸要素は、西洋にもみられる比較的類似した要素よりも、より『正統的』で、より『真に固有な』ものとみなされる⁹⁾。この指摘は、マイノリティ研究にとって重要な意味をもつものと考え¹⁰⁾。

本書『多元的世界における「他者」:Others in the Multiplicity』は、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（研究拠点を形成する研究、2008年度～2012年度）に採択された研究プロジェクト「マイノリティと法—21世紀における『国家と社会』のパースペクティブ」実施のために設立されたマイノリティ研究センターの研究最終成果論文集である。この研究の目的は、「マイノリティ」を手がかりとして、多様な「市民」（グローバル市民）が構想する「国家と社会」像を解明することである。「国民国家（Nation-State）」の形成にあたって、マイノリティ問題と向かい合うことなしには21世紀の国家像は描けない。「マイノリティ」を論ずることは、国民

8) 本橋哲也「ガヤトリ・C・スピヴァク『ポストコロニアル理性批判』」（大澤真幸編『ナショナリズム論の名著50』（平凡社、2002年）所収）など参照。

9) アマルティア・セン『議論好きなインド人』（佐藤宏・粟屋利江訳）（明石書店、2008年）。

10) このように説くことは、アジア中心主義や「アジア的価値」の主張などとは無縁の（ある意味では対立する）ものなのだが、西欧中心主義的思考枠組みからは、誤解されることが多い。

国家（近代立憲主義国家）の成立とその存在の前提となっている「国家」、
「国民」の概念、そしてそれと一体化している規範と価値秩序を脱構築し、
その現状と将来を論ずることを意味すると考えたからである。本研究内容
（計画）は、次の3つを研究の柱として進められた。①21世紀型国民国家
論（現代型「グローバル市民」国家論および「グローバル市民」社会論）
の構築に向けた研究、②広義の「マイノリティ」を対象としたうえで、「マイ
ノリティ」概念の再構成をはかる研究、そして③マイノリティの学際的
研究とマイノリティ研究の研究基盤および継続的な国際的研究ネットワー
クの構築に向けた研究である。

この研究プロジェクトを開始したときの、問題関心、研究の基本的方向
性については、当該研究計画申請関係文書に明記し、公表してきたとおり
である。また、その前提ともなっている私自身の「マイノリティ研究」に
関する研究姿勢と考察の基本的あり方については、幾つかの論考の中で示
してきた¹¹⁾。ただ、この研究プロジェクトの開始以降、国内外における「マイ
ノリティ研究」は大きく進展してきた。そして、私が提示した幾つかの
論点は、ある意味で「マイノリティ研究」の「共通理解」、あるいは共有さ
れた問題意識となってきたように思われる¹²⁾。しかし、同時に、私自身が十
分に自覚していなかった視点、あるいは意図的に捨象してきた論点があら
ためて問題となってきたようにも感じられる。本書は、それぞれの研究員
がかかる問題意識と関心を共有し、それぞれの研究テーマから「マイノリ
ティ」研究を進化（深化）させようと試みた論文を収録する。

本書は、本研究プロジェクトの研究班構成に対応する3部構成をとった。
すなわち、「第Ⅰ部 国際関係」、「第Ⅱ部 国家」、そして「第Ⅲ部 市民

11) 拙著『「マイノリティ」とは何かーグローバルな『市民』のあり方と21世紀『国民
国家』の可能性』竹中千春ほか編著『現代アジア研究2 市民社会』（慶應義塾大学
出版会、2008年）、同編著『差異と共同：「マイノリティ」という視角』（関西大学出
版部、2011年）など参照。

12) 政治思想学会編「政治思想と周縁・外部・マイノリティ」『政治思想研究』第10号
（2010年、風行社）所収の論稿などを参照。

社会」である。

第Ⅰ部では、桐山孝信が、日本におけるマイノリティをめぐる2つの判例を手がかりに「国内裁判と人権条約」について論じ、斎藤民徒と佐藤裕子が意欲的・独創的な手法（「風刺画」から、あるいは「書きとめられない法」というアプローチから）でマイノリティ・イシューを剔出する。また、前述したように村田尚紀は、「原理主義的共和主義」のヘゲモニーと矛盾を明らかにし、西平等は、連盟期少数民族保護制度の意義を問う。

第Ⅱ部では、国家の形成、主権、民族などにかかわり、大津留（北川）智恵子がメキシコ系アメリカ人の視点から、松森奈津子が後期サラマンカ学派（ルイス・モリスの権力論）を中心に、そして小森宏美がエストニアのユダヤ人を事例として論じている。また、蔡孟翰は、東アジアのナショナリズムの考察を通して、安武真隆は、日本におけるオットー・フォン・ギールケの政治思想研究を素材に「マイノリティ」を考える。さらに、前述の柄谷利恵子と宇羽野明子は、それぞれ「シティズンシップと移動性」、「寛容とシヴィレテ」をキーワードに考察する。

第Ⅲ部では、人権・権利の内実とその実効的保障システムのあり方について、タイ国家人権委員会の役割と機能について西澤希久男が、インドのロク・アダラトについて浅野宜之が、カナダのヘイト・スピーチ規制について奈須祐治が、情報社会における言論の自由について辻雄一郎が、そして、タンザニアにおける土地改革について雨宮洋美が実証的に論ずる。また、人権と自治の保障にかかわる制度的あり方については、前述國分典子による韓国における複数国籍容認の研究、カンボジアの「団体及び非政府機関法」を扱う四本健二、そして中国少数民族の自治立法の位置づけを検討する宇田川幸則の研究が収録されている。

2013年3月1日

関西大学マイノリティ研究センター長

孝忠 延夫